2018 年 8 月 10 日

第 128 号　『ふるさと納税』10 年

主任研究員　須藤 誠

【要旨】

2008 年（平成 20 年）に導入された『ふるさと納税』制度が、今年で 10 年を迎えた。制度に対する認知度の向上や、制度の改善によって、2017 年度（平成 29 年度）のふるさと納税額は 3,650 億円余りに達した。

『ふるさと納税』制度が活発に利用されるようになった理由について、当該制度の実現に向けて諸課題を幅広く研究・検討してきた「ふるさと納税研究会報告書」（平成 19 年 10 月）を参考にして考えると、ふるさと納税者にとって「わかりやすく、使いやすい仕組み」になっていることが大きな要因であり、そこに返礼品効果が加わっている。

また、『ふるさと納税』制度において問題とされる課題は、当該制度の問題というよりも、地方自治体の単位・規模や財源である地方税・地方交付税等、地域のあり方そのものに関わる根本的な問題に起因すると考えられる。

＜目次＞

1.　はじめに 2
2.　『ふるさと納税』制度の仕組み 2
3.　『ふるさと納税』10 年間の推移と現在の状況 5
(1)　受入の状況 5
(2)　控除の状況 10
4.　『ふるさと納税』活発化の理由 15
(1)　「ふるさと」の概念 15
(2)　寄附金税制の進化 16
(3)　国が果たすべき役割 16
(4)　個人住民税の税額控除と手続きの簡素化 17
(5)　寄附を受ける地方団体の説明努力 17
5.　『ふるさと納税』が与える影響 20
(1)　ふるさと納税を受け入れている地方自治体への影響 20
(2)　ふるさと納税者の居住している地方自治体への影響 20
(3)　インフラとしての機能の活用 21
6.　おわりに 21

※ 印刷される場合、本文と図表の位置関係から、両面長辺綴じをお勧めします。

本稿中に記載したデータ・数値等は、筆者が信頼できると判断した各種データに基づき作成・加工したものですが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

1. はじめに

2008 年（平成 20 年）に導入された『ふるさと納税』制度が、今年で 10 年を迎えた。

地方創生に結びつく『ふるさと納税』には 3 つの意義があると言われている。第一は、納税者がふるさと納税先を選択する制度のため、その使われ方を考えるきっかけとなること、第二は、お世話になった地域や応援したい地域の力になれること、第三は、地方自治体[1]が国民に取組をアピールするために、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなること、である。

本稿では、まず『ふるさと納税』制度の仕組みを紹介し、10 年間の推移と現在の状況を確認する。その上で、『ふるさと納税』制度が活発に利用されるようになった理由について、当該制度の実現に向けて諸課題を幅広く研究・検討してきた「ふるさと納税研究会報告書」（平成 19 年 10 月）を参考にしながら考察し、今後の『ふるさと納税』制度のあり方、ひいては地域のあり方について考えていきたい。

『ふるさと納税』は、国民（納税者）にも、地方自治体にも、国にも、様々な本質的な課題を突き付けている。『ふるさと納税』10 年をきっかけにして、国民（納税者）には税金の負担のあり方と使い途について、地方自治体には地域の未来と財源について、国には地方自治体の単位・規模や財源も含めた地域と国との関係について、それぞれの立場から検討がされ議論が深まっていくことを期待したい。

2. 『ふるさと納税』制度の仕組み

『ふるさと納税』制度は、住民税[2]の 20%程度に設定されている『ふるさと納税』上限額以下であれば、2,000 円の自己負担で住民税の納付先を実質的に任意の地方自治体に変更できる仕組みであり、大きく分けて 4 者が関わる。ふるさと納税者、ふるさと納税先の地方自治体、ふるさと納税者が居住する地方自治体、国、である。

ふるさと納税者は、2,000 円の自己負担で『ふるさと納税』を行うことができ、『ふるさと納税』を行った地方自治体から返礼品を受け取る場合が多い。

地方自治体（ふるさと納税先）は、『ふるさと納税』を受け入れることによる不利益（地方交付税[3]の減額等）は一切なく歳入の純増となるが、国民へのアピールのためのシティ・プロモーション、返礼品等の負担が別途発生する。

地方自治体（ふるさと納税者の居住地）は、『ふるさと納税』のうち、納税者の自己負担（2,000 円）・所得税の控除（還付）による国の負担（納税者の自己負担分を除くふるさと

---

[1] 都道府県及び市区町村を総称して地方自治体と表記する。引用の場合はこの限りではない。

[2] 住民税は均等割と所得割からなる。均等割は収入の多寡にかかわらず年額 5,000 円（標準の場合）、所得割は給与所得から各種控除を差し引いた額の 10%（標準の場合）が年額となる。それぞれ市町村に 6 割、都道府県に 4 割が納付される。

[3] 地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」

納税額の 20%程度）以外の全額を住民税の控除（減額）により負担する。負担割合は住民税割合と同じく市区町村が 6 割、都道府県が 4 割であり、住民税は翌年度の納税額から控除（減額）される。この負担のうち 75%は地方交付税により国の負担で補填されるが、地方交付税不交付団体[4]には国からの補填がない。

国は、『ふるさと納税』のうち、納税者の自己負担（2,000 円）を差し引いた額に所得税率（20%程度）を乗じた額を、当年度の所得税の控除（還付）により負担する。さらに、『ふるさと納税』における地方自治体による住民税控除（減額）分の 75%を地方交付税により補填するが、地方交付税不交付団体には補填しない。

ふるさと納税者は、所得税及び住民税の控除を受けるために確定申告を行う必要があるが、いくつの地方自治体に何回『ふるさと納税』しても、自己負担は 2,000 円である。

2015 年（平成 27 年）4 月以降に行う『ふるさと納税』については、『ふるさと納税』の納付先が 5 地方自治体以内であれば（回数は問わない）、確定申告を行わなくても税金の控除が受けられる「ワンストップ特例制度」が設けられた。この制度を利用する場合は、地方自治体（ふるさと納税者の居住地）が『ふるさと納税』のうち納税者の自己負担（2,000 円）以外の全額を住民税の控除（減額）により負担し、国は所得税の控除（還付）による負担をしない。地方交付税による国の地方自治体に対する補填の考え方は変わらない。

例として、42,000 円を『ふるさと納税』する場合、負担イメージは次に示す図表 1 の 4 類型になる。

[4] 2018 年度（平成 30 年度）地方交付税不交付団体は、市町村 77 と東京都（東京 23 区を含む）の 101 団体。

＜図表 1＞ふるさと納税の負担の仕組み（イメージ）

ふるさと納税元	負担者	原則の場合
地方自治体が不交付団体でない場合（地方交付税あり）	ふるさと納税者	2,000円
	地方自治体	8,000円（住民税控除 32,000円－地方交付税 24,000円）
	国	32,000円（所得税控除 8,000円＋地方交付税 24,000円）
地方自治体が不交付団体の場合（地方交付税なし）	ふるさと納税者	2,000円
	地方自治体	32,000円（住民税控除）
	国	8,000円（所得税控除）

ふるさと納税元	負担者	ワンストップ特例の場合
地方自治体が不交付団体でない場合（地方交付税あり）	ふるさと納税者	2,000円
	地方自治体	10,000円（住民税控除 40,000円－地方交付税 30,000円）
	国	30,000円（地方交付税 30,000円）
地方自治体が不交付団体の場合（地方交付税なし）	ふるさと納税者	2,000円
	地方自治体	40,000円（住民税控除）
	国	0円

※ 地方自治体：ふるさと納税者が居住する地方自治体.
※ 所得税率は5%から45%までの7段階による超過累進税率だが、ここでは20%とした。

（出所）総務省資料より筆者作成

ふるさと納税者にとっては 2,000 円の自己負担しかなく、返礼品によって実質的にプラスとなる可能性が高い[5]。『ふるさと納税』される地方自治体にとってはプラスでしかない。

一方で、ふるさと納税者が居住する地方自治体にとっては負担しかないが、『ふるさと納税』上限額の設定と地方交付税を通じた国からの補填により、当該納税者が納付する住民税の約 5%（約 20%×25%）を超える負担がないように歯止めがかかっている。但し、それが不交付団体の場合は、『ふるさと納税』上限額である当該納税者が納付する住民税の約 20%がそのまま負担の上限となる。

以上のように、『ふるさと納税』制度のかなりの部分は、地方交付税不交付団体に該当する地方自治体と国の負担により成り立っていると言える。

なお、『ふるさと納税』制度はこれまでに大きく 3 つの変更が行われている。いずれも利用者にとってより使いやすい仕組みへの変更である。2011 年度（平成 23 年度）から、ふるさと納税者の自己負担額である適用下限額が従来の 5,000 円から 2,000 円に引き下げられ、2015 年（平成 27 年）4 月以降に行う『ふるさと納税』については、前述のとおり「ワンストップ特例制度」が設けられたことに加えて、自己負担 2,000 円で『ふるさと納税』できる上限額が納付している住民税の約 10%から約 20%へとおよそ 2 倍に引き上げられた。

[5] 総務大臣通知で、ふるさと納税に対する返礼品の調達価格の割合を 3 割以下にするよう地方自治体に助言している。

3. 『ふるさと納税』10 年間の推移と現在の状況

10 年間の推移と現在の状況について概観する。

(1) 受入の状況

まず、ふるさと納税先の地方自治体にとって歳入となる、『ふるさと納税』の受け入れ状況について見てみる。

図表 2 は、10 年間の『ふるさと納税』の金額、件数の推移である。

＜図表 2＞ふるさと納税の受入額及び受入件数

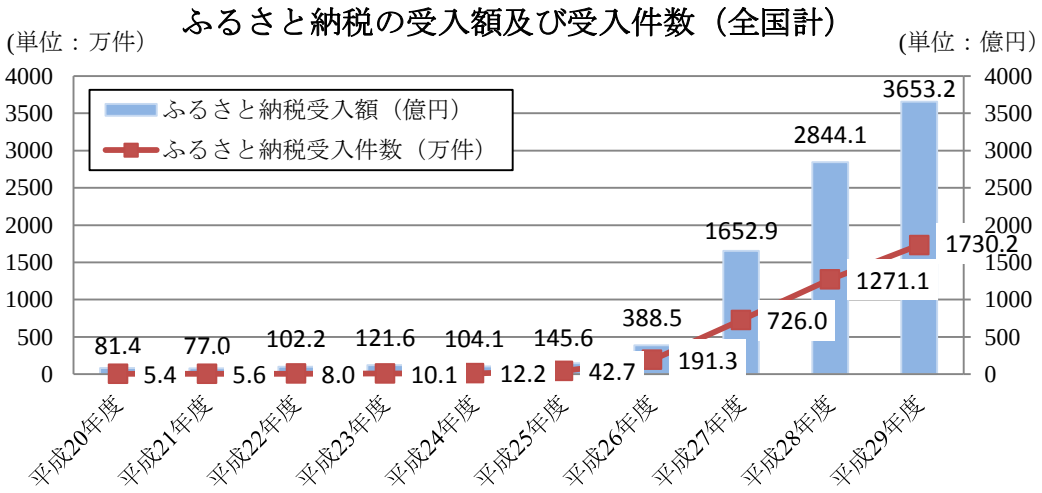

（単位：億円、万件）

ワンストップ特例制度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受入額	286.7 （17.3%）	501.2 （17.6%）	705.7 （19.3%）
受入件数	147.7 （20.3%）	256.7 （20.2%）	376.1 （21.7%）

※ 全地方団体（都道府県及び市区町村）を対象に調査を実施。

※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）。

※ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ ワンストップ特例制度の受入額・受入件数の表における括弧内の数値は、ワンストップ特例制度の利用率。

（出所）総務省資料より筆者作成

制度が導入されてから 7 年目の 2014 年度（平成 26 年度）から増加基調となり、続く 2 か年は連続して 1,000 億円以上増加し、今年度は約 800 億円増加して 3,600 億円を超えた。

この急激な増加は、2015 年（平成 27 年）4 月以降に行う『ふるさと納税』を対象に、自己負担額 2,000 円で『ふるさと納税』することが可能な上限額が引き上げられたこと、5 地方自治体以内であれば確定申告不要の「ワンストップ特例制度」が導入されたことの効果と考えられる。

但し、「ワンストップ特例制度」の利用率は直近の 3 年間で、金額で 17.3%・17.6%・19.3%、件数で 20.3%・20.2%・21.7%と、いずれも著しい上昇は見られず、『ふるさと納税』上限額の引き上げによる効果の方が大きいと思われる。

なお、『ふるさと納税』は市区町村に対しても都道府県に対しても行えるが、金額・件数ともに市区町村に対する『ふるさと納税』の方が圧倒的に大きく、市区町村合計は 3,618 億円・1,719 万件でそれぞれ全体の 99%以上を占めている。同じ額を『ふるさと納税』するのであれば、都道府県のような大きな組織よりも市区町村のような小さな組織に対して行った方が貢献度が高いと感じられること、市区町村に比べ都道府県が提供する返礼品が控えめであること等が理由として考えられる。

次に示す図表 3 は、『ふるさと納税』の受入額が大きい都道府県のランキングである。

域内市区町村分も含めた都道府県の『ふるさと納税』受入額で、北海道は 5 年連続の 1 位となっている。前年度に比べ、佐賀県、大阪府、岐阜県、和歌山県等が受入額とその順位を大きく伸ばし、365 億円の北海道を筆頭に 12 の道府県が 100 億円以上を受け入れた。（昨年度は 7 道県）

一方で、熊本県、長野県、広島県、千葉県、富山県、埼玉県、三重県、島根県、愛媛県の 9 県は受入額が減少した。

参考までに 2016 年度（平成 28 年度）決算における一般財源の純計額[6]と比較すると、佐賀県 6.8%、宮崎県 4.1%、山形県 3.6%が突出しているが、35 都府県で 1%未満であり平均は 0.6%となっている。

[6] 一般財源の純計額は、都道府県と域内市区町村との地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税の合計。

＜図表 3＞ふるさと納税の受入額及び受入件数（都道府県別）

（単位：億円、万件）

都道府県名	平成29年度（2017年度）				平成28年度（2016年度）				
	受入額	（順位）	受入件数	（順位）	受入額	（順位）	受入件数	（順位）	（参考）歳入額
北海道	365.0	1	22.0	1	271.2	1	16.3	1	29823.7
佐賀県	315.5	2	17.1	2	177.6	5	9.7	4	4640.3
宮崎県	249.0	3	15.5	3	206.0	3	12.3	2	6037.0
山形県	226.1	4	13.2	4	225.3	2	11.6	3	6252.1
大阪府	200.7	5	9.9	5	73.3	12	3.2	12	35520.6
静岡県	185.5	6	7.2	8	176.4	6	7.0	5	15085.2
鹿児島県	181.5	7	7.8	7	135.0	7	6.1	6	9403.2
福岡県	164.7	8	9.2	6	95.3	8	4.8	8	20930.8
長野県	134.6	9	4.7	11	190.0	4	4.5	9	10766.3
岐阜県	108.9	10	3.7	13	52.1	17	2.1	16	9430.5
高知県	106.9	11	6.6	9	74.4	11	4.8	7	4887.5
和歌山県	103.5	12	6.1	10	36.3	23	2.3	15	5528.3
茨城県	89.9	13	4.1	12	73.3	13	3.3	11	12672.4
長崎県	83.5	14	3.6	14	83.2	9	3.3	10	7550.0
神奈川県	73.6	15	1.6	26	49.7	18	1.1	29	32469.1
兵庫県	69.8	16	2.4	17	67.3	14	2.6	14	23177.2
岡山県	69.3	17	2.1	20	63.2	16	1.9	19	9166.9
新潟県	64.3	18	2.9	15	43.4	20	1.9	17	11993.3
大分県	63.3	19	2.5	16	41.6	21	1.3	25	6261.8
熊本県	53.8	20	2.3	19	80.5	10	2.7	13	9700.8
愛知県	53.8	21	1.7	25	41.0	22	1.4	23	30625.0
群馬県	48.8	22	1.5	27	48.7	19	1.4	24	8791.4
千葉県	48.5	23	2.3	18	64.2	15	1.7	21	22209.7
山梨県	44.4	24	2.0	21	26.8	29	1.3	26	4756.9
青森県	38.6	25	1.3	30	20.2	34	1.0	30	7754.8
岩手県	36.8	26	1.8	22	30.4	27	1.8	20	8898.4
宮城県	35.9	27	1.1	32	21.6	32	1.0	31	12132.7
鳥取県	35.6	28	1.8	23	35.4	24	1.9	18	3743.2
滋賀県	34.9	29	0.8	37	30.4	28	0.7	36	6320.2
島根県	32.4	30	1.5	28	34.4	25	1.7	22	5161.7
福島県	30.8	31	1.0	33	17.1	37	0.6	40	10834.4
三重県	29.5	32	1.0	34	31.6	26	1.0	32	8407.6
香川県	29.3	33	1.7	24	21.4	33	1.2	28	4818.2
沖縄県	26.7	34	0.9	35	16.6	38	0.6	37	6836.9
愛媛県	24.4	35	1.1	31	24.6	31	1.2	27	6986.3
秋田県	22.7	36	1.3	29	16.5	40	0.9	33	6407.4
東京都	22.7	37	0.2	46	8.7	45	0.1	47	74066.6
埼玉県	22.6	38	0.9	36	26.3	30	0.9	34	24625.4
石川県	19.3	39	0.6	40	17.3	36	0.6	38	6018.9
山口県	18.2	40	0.7	38	16.6	39	0.7	35	7154.7
福井県	17.5	41	0.7	39	12.7	42	0.6	39	4585.7
栃木県	15.1	42	0.4	43	14.2	41	0.5	42	8440.6
奈良県	14.8	43	0.5	42	9.3	44	0.4	44	6141.5
広島県	14.6	44	0.6	41	19.8	35	0.5	41	12760.4
京都府	13.4	45	0.4	45	12.0	43	0.4	43	11069.1
徳島県	8.3	46	0.4	44	6.0	46	0.3	45	4529.3
富山県	4.4	47	0.2	47	5.3	47	0.2	46	5575.4
全国合計	3653.2		173.0		2844.1		127.1		590949.3

※ 受入額及び受入件数については、域内市区町村分も含む。
※ 歳入額は都道府県・市区町村の決算における一般財源の純計額。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、及び地方交付税が対象。

（出所）総務省資料より筆者作成

図表 4 は、『ふるさと納税』の受入額が大きい市区町村のランキングである。

＜図表 4＞ふるさと納税の受入額及び受入件数（市区町村別）

（単位：億円、万件）

地方自治体名（都道府県）			平成29年度（2017年度）							前年度差異	
			金額	（順位）	(%)	件数	（順位）	金額／件(円)	（順位）	金額	件数
泉佐野市	（大阪府）	◇	135.3	1	3.7%	86.2	1	15,697	1371	100.5	64.5
都農町	（宮崎県）		79.1	2	5.9%	43.0	4	18,406	1182	29.1	17.3
都城市	（宮崎県）		74.7	3	7.9%	52.3	2	14,287	1465	1.4	▲ 0.5
みやき町	（佐賀県）	◇	72.2	4	9.9%	12.2	18	59,181	268	57.5	7.7
上峰町	（佐賀県）		66.7	5	11.7%	51.0	3	13,071	1585	21.0	23.8
湯浅町	（和歌山県）		49.5	6	13.1%	32.6	6	15,209	1407	40.0	24.6
唐津市	（佐賀県）	◇	43.9	7	14.3%	38.4	5	11,429	1709	24.5	23.4
根室市	（北海道）		39.7	8	15.4%	24.2	8	16,417	1323	6.7	7.6
奈半利町	（高知県）		39.1	9	16.4%	19.6	11	19,916	1084	18.7	9.0
藤枝市	（静岡県）		37.1	10	17.4%	10.8	23	34,411	577	10.6	3.8
国東市	（大分県）		32.4	11	18.3%	14.3	14	22,656	940	7.5	8.8
志布志市	（鹿児島県）		30.4	12	19.2%	15.3	13	19,841	1092	7.9	5.4
森町	（北海道）		29.8	13	20.0%	24.4	7	12,201	1653	21.7	17.6
天童市	（山形県）		29.0	14	20.8%	17.2	12	16,830	1289	▲ 4.6	▲ 3.0
小山町	（静岡県）	◇	27.4	15	21.5%	8.5	35	32,252	622	9.1	2.3
焼津市	（静岡県）		26.9	16	22.3%	13.1	15	20,481	1061	▲ 24.3	▲ 10.0
嬉野市	（佐賀県）	◇	26.7	17	23.0%	20.2	10	13,214	1560	8.7	7.2
高鍋町	（宮崎県）		25.7	18	23.7%	20.9	9	12,306	1644	19.9	17.1
池田町	（岐阜県）		25.5	19	24.4%	4.2	84	61,028	257	20.3	1.9
小谷村	（長野県）		24.2	20	25.1%	3.9	97	62,743	247	▲ 3.4	▲ 0.5
20 自治体	小計		915.4 (対全国合計 25.1%)							372.6	227.9
84 自治体	小計		1,828.7 (対全国合計 50.1%)							582.7	329.5
全国	合計		3,653.2	―		1,730.2	―	21,115	―	809.1	459.1

※ ◇ のついた地方自治体は、総務大臣通知を受け入れていないと公表された地方自治体[7]。

※ (%)は上位からの累計シェア。

（出所）総務省資料より筆者作成

第 1 位の泉佐野市（大阪府）は、前年度よりも受入の金額も件数も約 4 倍となり、100 億円以上・64 万件以上増加した。返礼品には牛肉やビール等を用意している。その他にも受入が 10 億円以上増加した地方自治体は少なからずあった。

一方で、受入金額で 16 位の焼津市（静岡県）の受入額は約 24 億円減少している。全国で見ると、伊那市（長野県）の約 67 億円減少を筆頭に、熊本市、焼津市、勝浦市（千葉県）、米沢市（山形県）で受入額が 10 億円以上減少した。

[7] 返礼割合 3 割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成 30 年 8 月までに見直す意向がなく、平成 29 年度受入額が 10 億円以上の 12 市町が総務省から公表された。（図表 13 参照）

1 件あたりの金額は、受入額の大きい地方自治体の多くで全国平均を下回っており、比較的少額の『ふるさと納税』を多く受け入れていることが分かる。

なお、市区町村は全国に 1,741 あるが、図表 4 にある受入金額上位 20 の地方自治体の受入額は 900 億円を超え、『ふるさと納税』全体の 25.1%を占めている。全体の 50.1%は全国の 4.8%に相当するわずか 84 地方自治体で受け入れており、集中と偏りが見られる。

参考までに、『ふるさと納税』の受入額を 2016 年度（平成 28 年度）決算における一般財源の歳入の単純合計[8]と比較すると、泉佐野市は 53.6%と高位にある。

図表 5 は、住民一人あたりの『ふるさと納税』受入額が大きい市区町村のランキングである。

＜図表 5＞ふるさと納税の住民一人あたり受入額及び受入件数（市区町村別）

（単位：人、円）

地方自治体名（都道府県）	平成29年度（2017年度）									平成28年度（2016年度）
	人口	金額／人	（順位）	金額（億円）	（順位）	件数（万件）	（順位）	金額／件	（順位）	(参考)歳入額（億円）
北山村　（和歌山県）	453	2,812,984	1	12.7	58	9.7	26	13,187	1565	7.0
奈半利町　（高知県）	3,359	1,162,738	2	39.1	9	19.6	11	19,916	1084	17.2
小谷村　（長野県）	3,042	796,868	3	24.2	20	3.9	97	62,743	247	28.3
都農町　（宮崎県）	10,818	731,634	4	79.1	2	43.0	4	18,406	1182	35.9
上峰町　（佐賀県）	9,591	695,680	5	66.7	5	51.0	3	13,071	1585	25.4
新庄村　（岡山県）	953	601,597	6	5.7	141	0.6	459	90,358	150	11.3
七宗町　（岐阜県）	4,038	455,636	7	18.4	27	5.9	52	30,983	647	21.8
寿都町　（北海道）	3,094	430,724	8	13.3	57	11.5	20	11,561	1702	22.4
湯浅町　（和歌山県）	12,500	396,103	9	49.5	6	32.6	6	15,209	1407	37.0
曽爾村　（奈良県）	1,545	341,279	10	5.3	154	1.2	271	43,830	398	14.0
上士幌町　（北海道）	4,917	339,014	11	16.7	37	8.8	33	18,917	1153	41.1
みやき町　（佐賀県）	25,552	282,700	12	72.2	4	12.2	18	59,181	268	70.6
白糠町　（北海道）	8,215	225,881	13	18.6	26	9.6	27	19,317	1121	45.8
草津町　（群馬県）	6,595	211,656	14	14.0	53	1.5	226	93,739	141	27.4
小清水町　（北海道）	5,059	198,121	15	10.0	79	1.7	201	59,924	261	36.8
北竜町　（北海道）	1,961	193,326	16	3.8	216	3.2	114	11,796	1682	18.5
森町　（北海道）	16,255	183,364	17	29.8	13	24.4	7	12,201	1653	68.6
舟形町　（山形県）	5,612	179,735	18	10.1	78	4.8	66	21,017	1028	28.2
大崎町　（鹿児島県）	13,622	169,803	19	23.1	21	4.7	68	49,032	338	43.5
上毛町　（福岡県）	7,791	154,776	20	12.1	62	11.1	21	10,826	1741	34.3
全国　合計	127,907,086	2,856	－	3653.2	－	1730.2	－	21,115	－	－

※ 人口は平成29年（2017年）1月1日住民基本台帳人口。

※ 歳入額は市区町村の決算における一般財源の単純合計額。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、及び軽油引取税交付金が対象。

（出所）総務省資料より筆者作成

[8] 市町村の場合、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金の合計額。

住民一人あたりで見ると上位 20 位は全て町村であり、知名度の高くない町村も少なからずある。人口は 12 位のみやき町（佐賀県）の約 25,000 人が最大で、他は 2 万人未満、15 町村は 1 万人未満である。

人口 453 人の北山村（和歌山県）が、住民一人あたり受け入れているふるさと納税額は 280 万円以上にのぼる。北山村の平成 28 年度（2016 年度）決算の歳入を同様に住民一人あたりで見るとそれぞれ、町民税（個人分） 約 37,500 円、地方税[9]が 約 14 万 6 千円、一般財源が約 152 万円に相当することから、ふるさと納税受入額の約 280 万円がいかに大きな金額であるかが分かる。なお、北山村も返礼品に牛肉やビール等を用意している。

参考までに、『ふるさと納税』の受入額を 2016 年度（平成 28 年度）決算における一般財源の単純合計と比較すると、北山村では 182.1%とかなりの高位あるが、図表 4 と重複している上峰町（佐賀県）・奈半利町（高知県）・都農町（宮崎県）ではそれを上回り、それぞれ 262.9%、227.2%、220.3%と 2 倍以上の水準に達している。

(2) 控除の状況

次に、ふるさと納税者が居住する地方自治体が負担することとなる、ふるさと納税者の住民税の減額分に相当する控除の状況について見てみる。

次に示す図表 6 は、10 年間の『ふるさと納税』の住民税控除額、控除適用者数の推移である。

住民税控除年度を基準に、それに対応するふるさと納税額を記載している。例えば、2018 年度（平成 30 年度）に行われる住民税控除は 2017 年（平成 29 年）暦年の『ふるさと納税』に基づくため、対応する両者が 2018 年度（平成 30 年度）の欄に記載されている。(1)受入の状況の図表等では、納付年度を基準にふるさと納税額等を記載しているため、記載年度が 1 年度ずつ異なる。

前年度に比べ、2018 年度（平成 30 年度）のふるさと納税額は 128%、住民税控除額は 137%で、住民税控除額の伸び率の方が上回っている。その結果、ふるさと納税額に対する住民税控除額の比率は微増し、70.3%と初めて 70%台となった。

なお、確定申告が不要な「ワンストップ特例制度」の利用率は、ふるさと納税額や件数で見ると 20%前後だったが、住民税控除適用者数では直近 3 年で 32.3%・34.8%・37.2%と増加している。

[9] 市町村の場合、市町村民税（個人分）、市町村民税（法人分）、固定資産税、市町村たばこ税、特別土地保有税、都市計画税の合計額。市町村民税は都道府県民税と合わせて住民税とも呼ばれる。

＜図表 6＞ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移

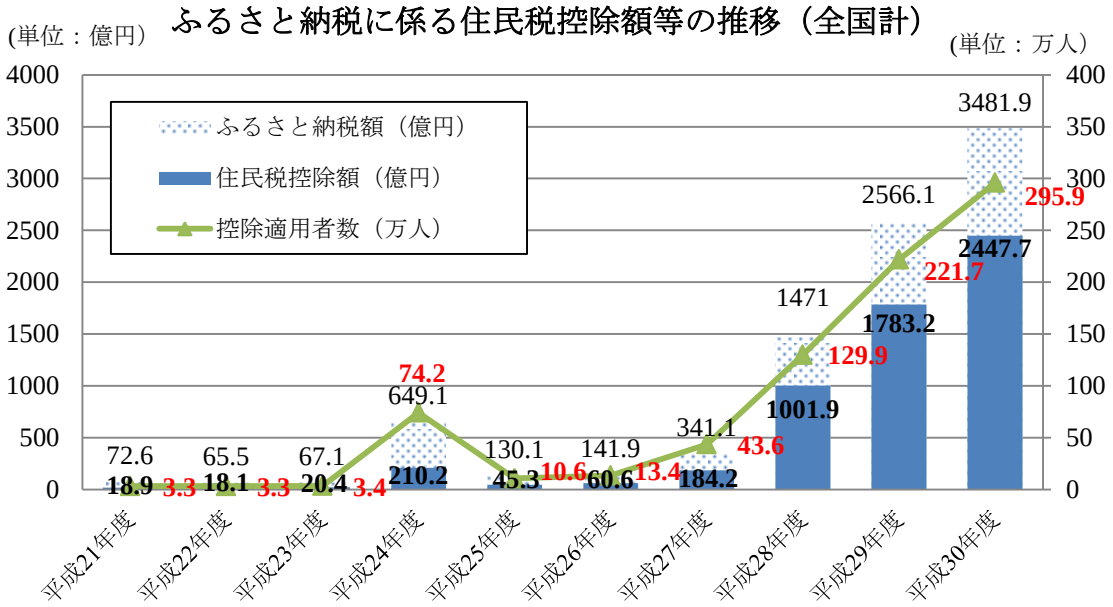

(単位：万人、億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除適用者数	129.9 （41.9）	221.7 （77.2）	295.9 （110.2）
ふるさと納税額	1,471.0 （242.2）	2,566.1 （471.6）	3,481.9 （683.5）
住民税控除額	1,001.9 （229.6）	1,783.2 （448.1）	2,447.7 （649.4）

※ 各年度の計数は、前年中（例えば、平成 30 年度については、平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

※ 平成 21 年度から平成 29 年度までにおけるふるさと納税額、住民税控除額及び控除適用者数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに算出した計数。

※ 平成 28 年度から平成 30 年度までの欄のうち、（ ）内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

（出所）総務省資料より筆者作成

次に示す図表 7 は、『ふるさと納税』による住民税控除額が大きい都道府県のランキングである。

市区町村民税控除額と都道府県民税控除額の合計による『ふるさと納税』の住民税控除額は、東京都が全体の 26.4%にあたる 645 億円となっている。神奈川県・大阪府・愛知県を加えた 4 都府県で全体の 50%以上、千葉県・埼玉県・兵庫県・福岡県・北海道・京都府を加えた 10 都道府県で 75%以上を占めている。

＜図表 7＞ふるさと納税に係る住民税控除状況（都道府県別）

（単位：億円、万人）

都道府県名	2018年度（平成30年度）						2016年度（平成28年度）
	住民税控除額	(%)	ふるさと納税額	住民税控除適用者数	市区町村民税控除額	都道府県民税控除額	(参考) 歳入額
東京都	645.8	26.4%	931.1	63.8	387.5	258.2	74,066.6
神奈川県	257.2	36.9%	354.2	31.6	193.4	63.8	32,469.1
大阪府	211.9	45.5%	292.8	27.2	144.8	67.1	35,520.6
愛知県	179.6	52.9%	249.5	21.6	122.7	56.9	30,625.0
千葉県	132.8	58.3%	181.3	17.0	84.4	48.3	22,209.7
埼玉県	131.2	63.7%	177.1	17.9	86.2	45.0	24,625.4
兵庫県	130.1	69.0%	181.7	16.2	86.4	43.8	23,177.2
福岡県	75.2	72.1%	110.4	10.0	55.4	19.7	20,930.8
北海道	57.3	74.4%	83.8	8.0	41.1	16.2	29,823.7
京都府	55.5	76.7%	78.1	6.9	40.9	14.7	11,069.1
静岡県	48.4	78.6%	67.9	6.4	33.8	14.6	15,085.2
広島県	37.3	80.2%	52.5	5.0	26.6	10.7	12,760.4
茨城県	33.1	81.5%	45.1	4.5	19.9	13.3	12,672.4
岐阜県	28.7	82.7%	40.6	3.8	17.2	11.5	9,430.5
奈良県	28.4	83.9%	39.3	3.7	17.1	11.4	6,141.5
三重県	26.1	84.9%	36.2	3.5	15.6	10.4	8,407.6
宮城県	25.6	86.0%	35.7	3.4	19.1	6.5	12,132.7
滋賀県	24.6	87.0%	33.6	3.4	14.7	9.8	6,320.2
群馬県	22.9	87.9%	33.0	2.8	13.8	9.2	8,791.4
岡山県	22.8	88.8%	31.7	3.3	16.2	6.6	9,166.9
栃木県	21.1	89.7%	29.2	2.7	12.6	8.4	8,440.6
長野県	18.5	90.5%	26.3	2.4	11.1	7.4	10,766.3
新潟県	16.8	91.1%	24.9	2.2	11.8	4.9	11,993.3
福島県	13.3	91.7%	19.0	1.8	8.0	5.3	10,834.4
愛媛県	13.2	92.2%	19.2	1.7	7.9	5.3	6,986.3
熊本県	13.0	92.7%	18.7	1.7	9.4	3.6	9,700.8
石川県	12.6	93.3%	17.9	1.7	7.5	5.1	6,018.9
山口県	12.3	93.8%	17.4	1.8	7.4	4.9	7,154.7
鹿児島県	11.4	94.2%	16.3	1.4	6.8	4.6	9,403.2
長崎県	11.3	94.7%	16.5	1.4	6.8	4.5	7,550.0
和歌山県	11.3	95.2%	16.1	1.5	6.8	4.5	5,528.3
香川県	11.2	95.6%	15.5	1.5	6.7	4.5	4,818.2
青森県	10.6	96.1%	49.5	0.9	6.4	4.2	7,754.8
沖縄県	9.7	96.4%	14.1	1.3	5.8	3.9	6,836.9
山梨県	9.1	96.8%	13.1	1.1	5.5	3.6	4,756.9
大分県	8.8	97.2%	13.3	1.2	5.3	3.5	6,261.8
富山県	8.1	97.5%	11.5	1.2	4.9	3.2	5,575.4
宮崎県	7.7	97.8%	11.2	1.1	4.6	3.1	6,037.0
徳島県	7.6	98.1%	10.9	1.0	4.6	3.1	4,529.3
山形県	7.3	98.4%	10.7	1.0	4.4	2.9	6,252.1
佐賀県	7.2	98.7%	10.2	1.1	4.3	2.9	4,640.3
岩手県	6.9	99.0%	9.9	0.9	4.2	2.8	8,898.4
福井県	6.5	99.3%	9.2	0.9	3.9	2.6	4,585.7
高知県	4.8	99.5%	6.8	0.7	2.9	1.9	4,887.5
秋田県	4.6	99.7%	6.6	0.7	2.8	1.8	6,407.4
島根県	4.2	99.8%	6.6	0.6	2.5	1.7	5,161.7
鳥取県	4.1	100.0%	5.8	0.6	2.4	1.6	3,743.2
全国合計	2,447.7		3,481.9	295.9	1,604.1	843.7	590,949.3

※ 住民税控除額は、市区町村民税控除額と都道府県民税控除額の合計。

※ （%）は上位からの累計シェア。

※ 歳入額は都道府県・市区町村の決算における一般財源の純計額。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、及び地方交付税が対象。

（出所）総務省資料より筆者作成

図表 8 は、『ふるさと納税』の実質的な負担額の大きい地方自治体のランキングである。

＜図表 8＞ふるさと納税に係る住民税控除等の負担状況（地方自治体別）

（単位：億円、万人）

地方自治体名	（都道府県）		2018年度（平成30年度） 実質負担額	（順位）	(%)	住民税控除額	（順位）	ふるさと納税額	住民税控除適用者数
東京都		☆	258.2	1	22.4%	258.2	1	931.1	63.8
川崎市	（神奈川県）	☆	42.4	2	26.1%	42.4	11	74.8	7.0
世田谷区	（東京都）	☆	40.8	3	29.6%	40.8	12	105.9	5.5
港区	（東京都）	☆	31.6	4	32.4%	31.6	14	84.1	2.5
横浜市	（神奈川県）		25.9	5	34.6%	103.8	2	179.3	14.8
大田区	（東京都）	☆	18.9	6	36.3%	18.9	21	44.3	3.4
杉並区	（東京都）	☆	18.7	7	37.9%	18.7	22	44.8	3.1
江東区	（東京都）	☆	18.7	8	39.5%	18.7	23	42.4	3.2
渋谷区	（東京都）	☆	17.4	9	41.0%	17.4	24	46.0	1.7
大阪府			16.8	10	42.5%	67.1	3	292.4	27.2
品川区	（東京都）	☆	16.5	11	43.9%	16.5	26	38.5	2.7
練馬区	（東京都）	☆	16.1	12	45.3%	16.1	28	37.2	3.2
目黒区	（東京都）	☆	16.1	13	46.7%	16.1	29	40.4	2.0
神奈川県			16.0	14	48.1%	63.8	4	353.3	31.5
新宿区	（東京都）	☆	15.6	15	49.5%	15.6	30	37.6	2.2
名古屋市	（愛知県）		15.1	16	50.8%	60.5	5	108.8	8.1
愛知県			14.2	17	52.0%	56.9	6	249.5	21.6
大阪市	（大阪府）		13.8	18	53.2%	55.3	7	97.6	8.5
文京区	（東京都）	☆	13.5	19	54.4%	13.5	35	32.9	1.9
中央区	（東京都）	☆	13.2	20	55.5%	13.2	37	31.5	1.7
千葉県			12.1	21	56.6%	48.3	8	181.2	16.9
埼玉県			11.2	22	57.6%	45.0	9	177.0	17.9
江戸川区	（東京都）	☆	11.1	23	58.5%	11.1	41	25.2	2.4
兵庫県			10.9	24	59.5%	43.8	10	181.7	16.2
市川市	（千葉県）	☆	9.6	25	60.3%	9.6	52	21.7	1.9
全国合計			1,151.7			2,447.7		3,481.9	295.9

（参考）
国（地方交付税） 1,296.0

※ ☆のついた地方自治体は、2018年度（平成30年度）地方交付税不交付団体。
※ 実質負担額は、地方交付税不交付団体の場合は住民税控除額、その他の場合は住民税控除額の25%とした。
※ （%）は上位からの累計シェア。
※ 参考として掲げた国（地方交付税）は、住民税控除額の合計と実質負担額の差異。

（出所）総務省資料より筆者作成

地方交付税も加味した、地方自治体における実質的な負担額で見ると、住民税控除額の大きい順では 10 位以下の川崎市・世田谷区・港区は、地方交付税不交付団体のため国からの補填がなく、実質的な負担額では 2～4 位となっている。

全国に 1,788 の地方自治体があるが、16 都府県市区で実質的な負担額の 50%以上を占めている。

図表 9 は、住民一人あたりの『ふるさと納税』実質負担額が大きい地方自治体のランキングである。

＜図表 9＞ふるさと納税に係る住民税控除等の住民一人あたり負担状況（地方自治体別）

（単位：万人、億円）

地方自治体名	（都道府県）		2018年度（平成30年度） 人口	実質負担額／人（円）	（順位）	実質負担額	（順位）	住民税控除額	（順位）	2016年度（平成28年度）(参考) 歳入額
千代田区	（東京都）	☆	6.0	13,283	1	7.9	31	7.9	60	301.5
港区	（東京都）	☆	24.9	12,660	2	31.6	4	31.6	14	925.7
中央区	（東京都）	☆	15.0	8,803	3	13.2	20	13.2	37	371.4
渋谷区	（東京都）	☆	22.2	7,849	4	17.4	9	17.4	24	588.7
文京区	（東京都）	☆	21.4	6,305	5	13.5	19	13.5	35	389.2
目黒区	（東京都）	☆	27.4	5,888	6	16.1	13	16.1	29	509.8
忍野村	（山梨県）	☆	1.0	5,295	7	0.5	196	0.5	405	33.9
新宿区	（東京都）	☆	33.8	4,596	8	15.6	15	15.6	30	594.8
世田谷区	（東京都）	☆	89.3	4,573	9	40.8	3	40.8	12	1,419.4
品川区	（東京都）	☆	38.3	4,313	10	16.5	11	16.5	26	591.5
武蔵野市	（東京都）	☆	14.4	3,902	11	5.6	41	5.6	79	443.5
江東区	（東京都）	☆	50.7	3,683	12	18.7	8	18.7	23	639.9
浦安市	（千葉県）	☆	16.7	3,668	13	6.1	38	6.1	73	445.9
杉並区	（東京都）	☆	55.9	3,347	14	18.7	7	18.7	22	770.8
豊島区	（東京都）	☆	28.4	3,294	15	9.4	27	9.4	54	403.7
川崎市	（神奈川県）	☆	147.4	2,874	16	42.4	2	42.4	11	3,406.8
台東区	（東京都）	☆	19.4	2,767	17	5.4	42	5.4	83	274.5
中野区	（東京都）	☆	32.5	2,730	18	8.9	28	8.9	56	412.3
長久手市	（愛知県）	☆	5.6	2,678	19	1.5	98	1.5	220	117.7
大田区	（東京都）	☆	71.7	2,634	20	18.9	6	18.9	21	928.7
（参考）										
国（地方交付税）			12,790.7	1,013		1,296.0				

※ ☆のついた地方自治体は、2018年度（平成30年度）地方交付税不交付団体。
※ 人口は平成29年（2017年）1月1日住民基本台帳人口。
※ 実質負担額は、地方交付税不交付団体の場合は住民税控除額、その他の場合は住民税控除額の25%とした。
※ 歳入額は市区町村の決算における一般財源の単純合計額。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、及び軽油引取税交付金が対象。
※ 国（地方交付税）は、住民税控除額の合計と実質負担額の差異。

（出所）総務省資料より筆者作成

住民一人あたりで見ると、図表には記載しきれていないが、50 位までの地方自治体は全て地方交付税不交付団体である。地方自治体における実質的な負担額では 31 位だった千代田区（東京都）が 1 位になるなど、図表 8 にはなかった地方自治体も多い。

参考までに、『ふるさと納税』に係る実質負担額を 2016 年度（平成 28 年度）決算における一般財源の歳入の単純合計と比較すると、港区・中央区・渋谷区・文京区・目黒区で 3%台と高位にある。なお、地方自治体の総歳入は一般財源の歳入のおよそ 2 倍である。

4. 『ふるさと納税』活発化の理由

「今は都会に住んでいても、自分を育んでくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という当時の総務大臣の問題提起から議論が始まった『ふるさと納税』の実現に向けて、諸課題について幅広く研究・検討してきた「ふるさと納税研究会報告書」（平成 19 年 10 月）を参考にしながら、『ふるさと納税』制度が活発に利用されるようになった理由を考察する。

報告書には「わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して」という章があり、その中に諸課題の研究・検討結果が記載されている。以下にその項目に沿って考察を加えていくが、非の打ちどころがなく正確だが複雑でわかりづらく使いにくい、という制度も多い中で、『ふるさと納税』については利用者本位の姿勢で研究に取り組み実現に結びつけたことにより、10 年後の今日の状況につなげられたと考えられる。

なお、『ふるさと納税』制度の意義について報告書では、「国民が『ふるさと』の大切さを再認識することに役立つという意義が重要」とし、地方自治体間の税収格差の是正に資するところまでは期待していない。

(1) 「ふるさと」の概念

日本人の多くは「ふるさと」という言葉から、「兎追ひし彼の山やま 小鮒釣りし彼の川」「如何にいます父母 恙無しや友がき」といった唱歌の歌詞を思い起こすかも知れない。報告書の中にも「自分の生まれ育った地域」「両親の出身地」等という文言が散見される。

しかし、『ふるさと納税』の対象となる「ふるさと」について、報告書では「それぞれの納税者が『ふるさと』という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であり、『ふるさと納税』を検討する上で、何より納税者の意思を尊重する観点から、『ふるさと』とすべき地方団体を制度上限定することは適当でないと考えられる」とした。

「ふるさと」の概念を狭く捉えていたとしたら、今日のような利用状況にはなり得ず、『ふるさと納税』の受入ランキングも全く別のものになっていたであろう。全ての国民と全ての地方自治体との結びつきを可能にしたこの広い「ふるさと」の概念は、卓見であった。

ここで出生とその地域に関するデータを紹介しておきたい。わが国の少子化が確実に進行していることは広く知られている。2017 年（平成 29 年）に生まれた子供の数は 94 万人、1947 年（昭和 22 年）の 267 万人の 35%に過ぎない。

もう一つ注目すべき点は、その子供たちの出生地である。次頁の図表 10 で示した通り、1950 年（昭和 25 年）に首都圏で生まれた子供は 14%、関西圏では 10% 、中京圏では 7% で、合わせて 3 分の 1 に満たなかった。2017 年（平成 29 年）生まれになると首都圏シェアは 2 倍以上に、関西圏・中京圏のシェアも 4 割前後伸び、それぞれ 29%、14%、9% で、3 つの都市圏における出生者数比率は 52% と過半を占めている。

＜図表 10＞出生地域の比率の推移

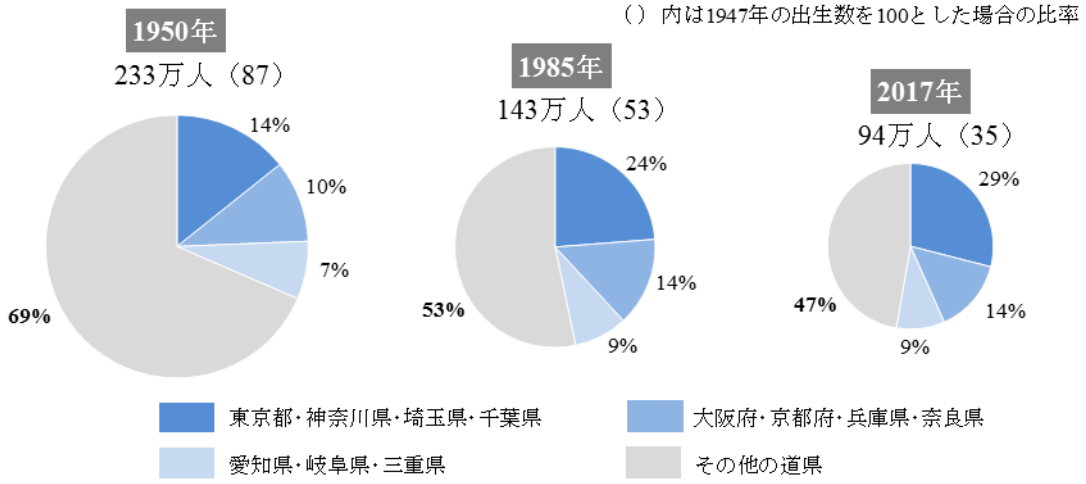

※ 2017 年は概数、その他は確定数に基づく。

（出所）総務省資料より筆者作成

「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する」という認識は、もはや正しいとは言えない。その意味からも、「ふるさと」の概念について「納税者が選択するところを『ふるさと』と認める広い観点をとることとした」のは相応しい判断であった。

(2) 寄附金税制の進化

『ふるさと納税』制度は、居住地以外の地方自治体に自分の意思で納税することを可能にするために作られた制度である。

その実現のために乗り越えるべき 3 つの課題、受益と負担、課税権、租税の強制性について、税を分割する方式では解決できないため、技術的な観点から寄附金控除方式が採用されたに過ぎない。『ふるさと納税』は寄附の姿をした税金の納付先の変更であり、それ自体をユニークな制度と捉えるのが適当である。

しかしながら、総務大臣や総務省課長の通知等に「経済的利益の無償の供与である寄附金」というような文言が頻繁に登場するのは残念である。制度の表面から見れば非の打ちどころのない正確な表現なのかも知れないが、返礼品の過当競争を抑制するための通知等で使われていることを差し引いても、本質的に的を射ているとは言えない。

(3) 国が果たすべき役割

『ふるさと納税』は「地方団体のみならず国にとっても大きな意義を有するもの」であり「国も相当程度の役割を担うことが望ましい」ことから、所得税も控除の対象とすることが適当とされた。

住民税の場合は翌年度の納税額から控除（減額）される一方、所得税の場合は確定申告によって当年度の納税額から控除（還付）されることとなり、同じ税金の控除ではあるが仕組みも手続きも全く異なる。制度の趣旨からして、国の役割が所得税の控除によってしか果たせないとは思えないにもかかわらず、目に見える形での地方自治体への配慮を優先させたためか、使いにくい仕組みにしてしまった。

しかしこの部分は、2015 年（平成 27 年）4 月に導入された「『ふるさと納税』のワンストップ特例制度」によって解消された。この制度は、税金の控除を住民税に一本化するもので、ふるさと納税者が確定申告を行わなくても税金が控除される仕組みである。『ふるさと納税』制度の導入をもって安心し切ることなく、その後も「わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して」制度の改善に努めた関係者に敬意を表したい。

一方、利用者利便の向上の陰で、ふるさと納税者が居住する地方自治体の負担率が増し、国の負担率が減っている。特例として取り入れられた制度ではあるが、国が果たすべき役割が変わったのか、総括は必要である。

(4) 個人住民税の税額控除と手続きの簡素化

報告書では、「納税者にはわかりやすく、貢献意欲も湧くので、『ふるさと納税』においては、税額控除方式をとることとし、所得税との関係を踏まえつつ、税額控除の割合は全額とする」としている。所得税の件を別にすれば、これは「わかりやすく、使いやすい仕組み」と言える。

一方、上下限の設定にあたり、下限について「寄附者の『志』を活かすという観点から、5 千円の下限を設ける」としている。2011 年（平成 23 年）から 2,000 円に引き下げられたとはいえ、下限を設定する必要性は乏しい上に、「寄附者の『志』」が根拠とは理解しづらい。「寄附に係る納税者の姿勢の真剣さに影響を及ぼす懸念がある」という側面は理解できるが、上限を設定することによりその影響は限定的である。下限である自己負担は、『ふるさと納税』を希望したことにより発生する事務作業の手数料として位置付けると、納得がいきやすいように思える。

(5) 寄附を受ける地方団体の説明努力

報告書では、「寄附（ふるさと納税）を受ける地方団体は、寄附（ふるさと納税）の使い途を明らかにし、それがどのような成果につながるのか説明することが求められる」という推進すべき面と、「『ふるさと納税』制度を濫用する恐れへの懸念もある」という自制すべき面を指摘しているが、いずれの面においても「法令で規制すべき性質のものではない」とし「各地方団体の良識ある行動を強く期待する」としている。

『ふるさと納税』の使途と期待される成果についての説明責任に対して、国は 2015 年（平成 27 年）からふるさと納税活用事例をリーフレットやウェブサイトで紹介し始め、現在は 60 を超える事例を紹介している。更には「ふるさと納税のさらなる活用について」の総務

大臣書簡（平成 29 年 9 月 26 日）を発出し、推進を後押ししている。図表 11 及び図表 12 の通り、ふるさと納税者がその使途を選択できるようになっている地方自治体は 94.5%に上っているが、受入額実績・活用状況を共に公表している地方自治体は、増加はしているものの 63.6%にとどまっている。『ふるさと納税』をより活性化させるために、地方自治体には積極的に説明責任を果たしていくことが期待される。

＜図表 11＞ふるさと納税を募集する際の使途の選択（平成 29 年度）

ふるさと納税を募集する際の使途（ふるさと納税を財源として実施する事業等）の選択		前年度結果
選択できる	1,690団体（94.5%）	1,649団体（92.2%）
選択できない	95団体（ 5.3%）	134団体（ 7.5%）

上記で「選択できる」と回答した団体における選択できる範囲		前年度結果
分野を選択できる	1,609団体（90.0%）	1,587団体（88.8%）
具体的な事業を選択できる	255団体（14.3%）	200団体（11.2%）

（出所）総務省資料より筆者作成

＜図表 12＞ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等（平成 29 年度）

公表の状況

		前年度結果
受入額実績・活用状況（事業内容等）の両方を公表している	1,138団体（63.6%）	1,040団体
受入額実績は公表しているが、活用状況（事業内容等）は公表していない	417団体（23.3%）	450団体
活用状況（事業内容等）は公表しているが、受入額実績は公表していない	34団体（ 1.9%）	30団体
受入額実績・活用状況（事業内容等）のいずれも公表していない	199団体（11.1%）	268団体

寄附者への報告の状況

寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している	499団体（27.9%）	433団体

（出所）総務省資料より筆者作成

『ふるさと納税』制度の濫用については、返礼品の競争が自制的でないとしばしば指摘されている。国はこれまで、2015 年（平成 27 年）から毎年 4 回にわたり、総務大臣通知を発出している[10]。2015 年（平成 27 年）と 2016 年（平成 28 年）は、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」の一部分として、2017 年（平成 29 年）、2018 年（平成 30 年）は「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」単独で通知している。

返礼品は『ふるさと納税』を活性化させるための工夫であり、ふるさと納税者への感謝の気持ちを表すものであって、基本的には地方自治体によって表現の仕方はそれぞれであって良い。当然のことながら、ふるさと納税サイトは通信販売サイトと一線を画すべきであり、換金性の高い返礼品の提供や返礼品の価格等の表示は問題である。しかしそれらを除けば、地方財政法第 4 条第 1 項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」の解釈の問題である。一時的に過当競争に陥ったとしてもいずれは然るべき水準に収斂していくと思われ、度重なる通知にはやや過剰な印象がある。

それでも通知を出している理由は、『ふるさと納税』が単なる住民税の納付先の変更にとどまらず、所得税の控除や地方交付税による補填を通して国の税金が使われる仕組みであるからだと認識しているが、内容的にも過剰な部分がある。例えば、ふるさと納税事業を紹介する事業者等の競争への牽制である[11]。ふるさと納税事業を紹介する事業者（ふるさと納税サイト）等による競争は、『ふるさと納税』の活性化のために有効である。それにもかかわらず民間の事業者のサービスにまで言及するのは、既存事業者の保護が目的ではないかと疑われ、通知全体への信頼を揺るがす。通知は地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくが、権威主義的な手段の濫用にならないよう、研ぎ澄ませた最小限のものとすべきである。

なお、次に示す図表 13 の通り、通知に従っていない地方自治体の名前が公表された。総務省の思惑とは逆に、ふるさと納税先として人気が高まる可能性もあり注視したい。

---

[10] 返礼品（特産品）送付への対応について（平成 27 年 4 月 1 日 総税企第 39 号 総務大臣通知）、返礼品（特産品）送付への対応について（平成 28 年 4 月 1 日 総税企第 37 号総務大臣通知 ）、ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成 29 年 4 月 1 日 総税市第 2 8 号 総務大臣通知）、ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成 30 年 4 月 1 日 総税市第 37 号 総務大臣通知）

[11] ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等は、事業者間の競争において事業者が提供する利用者へのサービスの場合も多く、その場合は地方自治体の返礼品にはあたらないが、以下のような通知は事業者等の活動を牽制しかねない。
総務大臣通知（平成 29 年 4 月 1 日）より抜粋
次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。
ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。
※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

＜図表 13＞総務省の通知に従っていない地方自治体

＜返礼割合3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成30年8月までに 見直す意向がなく、平成29年度受入額が10億円以上の市区町村＞

※（ ）内は平成29年度受入額

茨城県	境町	(21.6億円)		
岐阜県	関市	(14.1億円)		
静岡県	小山町	(27.4億円)		
滋賀県	近江八幡市	(17.7億円)		
大阪府	泉佐野市	(135.3億円)		
福岡県	宗像市	(15.6億円)	上毛町	(12.1億円)
佐賀県	唐津市	(43.9億円)	嬉野市	(26.7億円)
	基山町	(10.9億円)	みやき町	(72.2億円)
大分県	佐伯市	(13.5億円)		

（出所）総務省資料より筆者作成

5. 『ふるさと納税』が与える影響

(1) ふるさと納税を受け入れている地方自治体への影響

受け入れた『ふるさと納税』をどのように活用するかは、一時的な歳入増にとどまる可能性も考慮して、慎重に検討すべきと考える。地方自治体による返礼品の購入は、従来型の既存事業者への延命措置的な補助に過ぎない可能性もあり、その場合は当該地方自治体の持続可能性を高めることには繋がらない。内閣府が行っている「地方分権改革に関する提案募集」[12]をはじめ様々な制度に絡めて、延命ではなく変革や誕生のために、未来に投資するという意識を強く持つことが重要である。

また、住民が少ない自治体では、『ふるさと納税』の受入が多額でなくとも住民一人あたりへの影響が非常に大きくなることがあり、そのことが望ましいとは思えない。しかしこれは、『ふるさと納税』制度の問題というよりも、現在の都道府県や市区町村といった地方自治体の単位や規模の問題に起因している。1871 年（明治 4 年）に行われた廃藩置県からあと 3 年で 150 年を迎えるが、これからの地方自治体の単位・規模とその役割について根本から考える機会[13]を、『ふるさと納税』制度が提供してくれているように思う。

(2) ふるさと納税者の居住している地方自治体への影響

住民税は、居住している地方自治体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。それであれば、住民税はなぜ定額の均等割だけでなく給与所得に連動する所得割とで構成されるのか。『ふるさと納税』制度の住

[12] 個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」は、2014 年（平成 26 年）に導入された。
[13] 「自治体戦略 2040 構想研究会」（総務省）等で議論はされている。

民税控除によって税収が減る地方自治体はあるが[14]、そもそも明確な根拠に乏しい上澄み部分の税収が減少するだけと言えなくもない。住民税の課税者は法に基づき当然のこととして徴税するが、ふるさと納税者は、過剰に納付していると感じている住民税のごく一部について、自らの意思で納付先・用途を変更しているに過ぎないという程度の感覚でいるのではないか。

『ふるさと納税』に係る歳入減少以上に考えるべきことは、年額 5,000 円（標準の場合）という住民税の均等割の水準の是非、住民税が 6:4 で市区町村と都道府県に納付される割合の是非、消費に連動する地方消費税の税率の是非等 、住民税の給与所得への過度な連動こそが問題の根本原因である可能性ではなかろうか。地方自治体間の税収格差の是正を担う地方交付税のあり方や配分基準も、常に議論され見直されて然るべきである。『ふるさと納税』制度が地方自治体の歳入のあり方に問題を提起しているとも感じる。

(3) インフラとしての機能の活用

230 名を超える死者・行方不明者を出した「平成 30 年 7 月豪雨」は記憶に新しいところだが、『ふるさと納税』制度は災害からの復興支援にも活用されている。一般的に義捐金を含む寄附に対しては、仲介者の恣意による偏った用途や寄附先の選定、過大な中抜き等が懸念されるが、『ふるさと納税』制度を用いた災害復興支援の場合、ふるさと納税先の地方自治体を自ら選ぶことができ、ふるさと納税事業を紹介する事業者等も原則として手数料は徴収せず全額を納付することから、透明性が高くかつ迅速である。ふるさと納税者への返礼品はないが、「平成 30 年 7 月豪雨」での被災自治体に対しては、既に 12 億円以上の災害復興支援としての『ふるさと納税』が行われている。『ふるさと納税』制度は、それを紹介する事業者等が運営するサイトも含めて、知恵と工夫により様々な活用の仕方が考え得る社会基盤になりつつあると言える。

6. おわりに

ここまで、10 年を経た『ふるさと納税』について見てきた。

『ふるさと納税』制度が「ふるさと」について限定しなかったため、全ての地方自治体が日本中の国民に向かってシティ・プロモーションを行う手段を得た。競争には晒されるが、個別に行うよりはるかに効率的であるし、機会において公平と言える。しかし、シティ・プロモーションを競った結果は平等ではない。

現在、返礼品の返礼割合や地場産品か否かということに注目が集まりがちで、地場産品がない地方自治体には不利だという指摘が国会等でもある[15]。これに対する総務大臣の答弁が『ふるさと納税』制度の本質を突いている。

---

[14] ふるさと納税で税収 41 億円減、世田谷・保坂区長「愚策中の愚策」「究極の垂れ流し」東京富裕論に猛反論（税理士ドットコム トピックス、2018 年 8 月 4 日）

[15] 第 196 回国会 衆議院 総務委員会 第 6 号（平成 30 年 4 月 3 日）、第 7 号（平成 30 年 4 月 5 日）における質問等

「地場産業をしっかり掘り起こしていく」「なければ新たにつくるという発想があってもいい」「何もないということはない」「ないという前提で始めるのではなくて、何かできないかという発想で、そういうユニークな、さまざまなものをつくり上げる」。

「国民が『ふるさと』の大切さを再認識することに役立つ」という『ふるさと納税』の意義は、10 年をかけて漸く拡がってきたところである。地方自治体には、『ふるさと納税』活性化の一手段に過ぎない返礼品の過度な競争によって、『ふるさと納税』制度そのものを揺るがすことのないように良識ある行動をとってもらいたい。そして、他を羨んだり、無い物ねだりをするのではなく、住民とともに精一杯知恵を絞り、思わず応援したくなるような未来へつながる次の一手を示して、国民をあっと驚かせてもらいたいものだ。

『ふるさと納税』のこれからの 10 年にも期待したい。

【参考論文】

ニッセイ基礎研究所 2017-07-14
研究員の眼　抜け道を完全に封鎖できるか？　ふるさと納税における競争は年々激化する
金融研究部 主任研究員　高岡 和佳子

名古屋学院大学論集 社会科学篇 第 53 巻 第 4 号　2017 年 3 月 31 日
「ふるさと納税」制度とその問題点―寄付金税制のあるべき姿―
名古屋学院大学経済学部　水田 健一

立法と調査　2017. 3　No. 386（参議院事務局企画調整室編集・発行）
ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界
決算委員会調査室　冨田 武宏

ニッセイ基礎研究所レポート 2016 年 07 月 22 日～2016 年 11 月 02 日
ふるさと納税シリーズ（1）～（5）　ふるさと納税に関する現況調査結果より
金融研究部 主任研究員・年金総合リサーチセンター兼任　高岡 和佳子

会計検査研究 No.54（2016.9）
ふるさと納税制度の現状と課題
関西大学経済学部教授　橋本 恭之、近畿大学短期大学部准教授　鈴木 善充

ぶぎんレポート No.200 2016 年 6 月号　No.201 2016 年 7 月号
拡大する「ふるさと納税」の現状と課題（上）（下）～寄附金と地方税の視点から考える～
ぶぎん地域経済研究所 調査事業部 主席研究員　松本 博之

ふるさと納税制度の意義と実態の乖離について　2016 年（平成 28 年）2 月
政策研究大学院大学 まちづくりプログラム MJU15604　尾内 速斗

立法と調査　2015. 12　No. 371（参議院事務局企画調整室編集・発行）
自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」
― 寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題 ―
予算委員会調査室　三角 政勝

日本財政学会第 72 回大会　2015 年 10 月 17 日
ふるさと納税制度の検証
関西大学経済学部教授　橋本 恭之、近畿大学短期大学部専任講師　鈴木 善充